#### 議案第45号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決 処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年9月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

#### (提案理由)

平成30年度逗子市一般会計補正予算(第4号)は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

#### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年度逗子市一般会計補正予算(第4号) (別紙のとおり)

平成30年8月24日

逗子市長 平 井 竜 一

# 平成 30 年度

逗子市一般会計補正予算(第4号)

平成30年度逗子市一般会計補正予算(第4号)

平成30年度逗子市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ18,263,666千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19 終	製越金	305, 408	6, 352	311, 760
	1 繰越金	305, 408	6, 352	311, 760
	歳 入 合 計	18, 257, 314	6, 352	18, 263, 666

## 歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 孝	故育費	1, 390, 015	6, 352	1, 396, 367
	2 小学校費	506, 705	3, 997	510, 702
	3 中学校費	243, 208	2, 355	245, 563
	歳 出 合 計	18, 257, 314	6, 352	18, 263, 666

# 平成30年度

逗子市一般会計補正予算(第4号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金	千円 305, 408	千円 6,352	千円 311,760
歳 入 合 計	18, 257, 314	6, 352	18, 263, 666

## (歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
9 教育費	千円 1,390,015	千円 6,352	千円 1,396,367
歳出合計	18, 257, 314	6, 352	18, 263, 666

		補正額の	財源内訳	
特 国県支出金		定財	源	一般財源
国	千円	地方債千円	そ の 他 F円	千円
	113	113	113	
				6, 352
	0	0	0	6, 352

## 2 歳 入

#### 19款 繰越金

1項 繰越金

6,352千円

6,352千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 305, 408	千円 6,352	手円 311,760
計·	305, 408	6, 352	311, 760

節		説	明
区 分	金 額	97.	
	千円		千円
1 繰越金	6, 352	01 繰越金	6, 352

### 3 歳 出

### 9款 教育費

2項 小学校費

6,352千円 3,997千円

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	<u> </u>
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	298, 561	3, 997	302, 558				3, 997
計	506, 705	3, 997	510, 702	0	0	0	3, 997

9款 教育費

3項 中学校費

6,352千円

2,355千円

1 学校管理費	112, 558	2, 355	114, 913				2, 355
計	243, 208	2, 355	245, 563	0	0	0	2, 355

節				
区分	金 額	説	明	
	千円			千円
13 委託料	3, 997	002 小学校管理費		3, 997
		02 学校施設維持管理事業		3, 997
		委託料		3, 997

13 委託料	2, 355	002 中学校管理費	2, 355
		02 学校施設維持管理事業	2, 355
		委託料	2, 355